

妊娠届出をされた方へ

令和7年4月1日から開始



瀬戸内市妊産婦 タクシー助成事業

10,000円分
500円券20枚つづり

のご案内

瀬戸内市では、妊娠の届け出をした方に、外出時に利用できるタクシー利用券を交付します。

利用できる方

瀬戸内市に住所を有し、出産予定日が令和7年4月1日以降の妊産婦。

***妊産婦とは、母子健康手帳の交付を受けている者で、出産予定日から3月を経過する月の末日までの方です。**

- ・里帰り出産等、瀬戸内市に住民票のない方は対象外となります。
- ・多胎の場合も、妊婦1人につき1利用券の交付となります。
- ・瀬戸内市外へ転出後は、このタクシー利用券は使えません。

交付内容

妊産婦タクシー利用券 10,000円(500円×20枚)

- ・1回の乗車で使用できる利用券の枚数に制限はありません。
- ・利用券1枚当たりの助成額は500円です。お釣りはできません。
- ・乗車料金と利用券の差額は利用者負担となります。
- ・紛失されても再交付は不可です。転売・譲渡・換金もできません。

***タクシー利用券の有効期限は、出産予定日から3月を経過する月の末日までです。**

使用用途

用途は問いません。妊産婦健診や予防接種、妊娠中の買い物等にご利用いただけます。

***利用できるのは交付を受けた妊産婦のみです。ただし妊産婦ご本人が乗車する場合は、ご家族等も同乗し利用できます。**

***利用できるタクシー事業者は、この事業に参加する事業者のみです。**

***乗車と降車いずれか(またはどちらも)が市内の場合に利用できます。乗車と降車のどちらもが市外の場合は利用できません。**



【申請および問い合わせ先】

瀬戸内市こども・健康部 健康づくり推進課

TEL:0869-24-8061 FAX:0869-24-8081

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1

※健康づくり推進課以外の窓口では取扱いしていません。

利用方法

1. 申請する

妊娠届出時や転入された際、「妊産婦タクシー利用券交付申請書」を記入し、健康づくり推進課窓口へ提出してください。転入の場合は、窓口で母子健康手帳の持参をお願いします。

予約の時は、住所、氏名、
連絡先、利用日時を
知らせます。



2. タクシー利用券の交付

妊産婦タクシー利用券綴は、申請書の提出と引き換えに健康づくり推進課窓口でお渡しします。

3. タクシーの利用

- ①事前に利用を希望するタクシー会社へ予約します。
*予約がなくても利用できますが、予約することでスムーズに利用できます。
- ②乗車時、タクシー利用券を使用することを乗務員に伝え、利用券綴を渡してください。

利用できるタクシー事業者一覧

タクシー利用券は、瀬戸内市に登録しているタクシー事業者に限りご利用いただけます。

区分	タクシー事業者	住所	電話番号	FAX 番号	営業時間
一般	牛窓タクシー	牛窓町牛窓 3911-37	0869-34-2161	0869-34-2022	8:00~19:00
	谷タクシー	邑久町尻海 2816-1	0869-24-0043	0869-24-0247	7:00~21:00
	ツルヤタクシー	邑久町尾張 190-8	0869-24-0222		24時間営業
	ネイチャー・ワールド自動車	長船町飯井 1313-1	0120-88-7776		7:00~18:30
福祉	介護タクシー・まど	牛窓町鹿忍 2627-3	0869-34-3686 090-7891-3686	0869-34-3661	6:00~21:00
	介護タクシーひだまり	邑久町山田庄 272-6	080-2892-8118		9:00~17:00 (予約制)

- このタクシー事業者一覧は、令和7年4月1日時点のものです。変更・追加されることがありますのでご注意ください。
- 利用希望日時が営業時間外の場合や、日中でタクシーが出払っている場合は、すぐに対応できない場合があります。詳細については、タクシー事業者へ確認をお願いします。

緊急時の対応

- ①かかりつけの産科医療機関に電話連絡し、医師の判断を仰いでください。

破水しました。
陣痛間隔が○分です

救急車で急いで
来院してください

- ②救急車による搬送が必要な場合には、「119」番通報してください。

申請書の情報を元に
迅速に搬送します。



※体調に変化があったときは、早めにかかりつけ産科医療機関へ相談しましょう！